

取 扱 注 意

70

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検問班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信寫

08 026

大	政	事	外	外	僅	官
大	務	務			典	房
臣	秘	官	官	審	審	長

外研長	總事務 監察審	經了大 大使
-----	------------	-----------

總口對文圖厚清研

才史樂儀在電人察

報 參報際內外

文長 密一

參政保對旅外

長
卷
東
西
東
中
地
國

地保一審

参一

歐 羅巴 西 亞

アア
一 二

途經總次
國海經參

長	一經安	二國二
---	-----	-----

参海	密華
----	----

經國長
密國開無
審調國有理

規協榮審

國	審政經入
日	審王外

科	科原
---	----

参考文献

総 番 号 R096070

月 12 日

平成 4 年 5 月 12 日

外務大臣殿

韓 国 免
本 省 荷

柳 大 使

主 管

北 里

在韓ひ爆者支援（ひ爆者協会会長の本使あて書簡）

第1846号 (取扱注意)

(以下FAX送信 SO1530-01)

取扱注意

往電第590号及び同第810号に関し、

今般、韓国原産被害者協会より当館に、同協会会長名義の本便宛書簡（日本語文）が接達したところ、同書簡等を別FAXにて送付する。なお、右書簡は、本件支拂に関して本使と大韓赤十字社総裁との間で昨年交換された書簡に付属しているガイドラインを改訂することを通じ、平成5年度分の拠出金17億円の利子金を協会の運営費に当てたいとの趣旨を含むもの。念のため。

（了）

F A X 信

取扱注意

-

縦 番 号 R096071

月 12日

平成 4年 5月 12日

外 務 大 臣 殿

韓 国 発 着
本 省

主 管
亜 北

柳 大 使

在韓ひ爆者支援（ひ爆者協会会長の木使あて書簡）

F A X 信 （取扱注意）

（以下FAX送信 SO1531-02）

拝啓

初夏の候 貴殿は相変らず 御健康にて業務を
行つて居る事と存じます

此度私は會長と言ふ重大なる立場になりました

充分なる役割を遂行しなければと言ふ信念のもとで

協會の運営をして居ります

けれども今の立場

ではとうてい運営が困難です

なぜかと言いますと

貴國で十七億円を返って下さいますのが「カイドライン」の

為其の利子金も使用する事が出来ないう立場なん

ですから?

今後本協會は「ストップ」なければならないう場にな

ります

よく理解して本協會を助ける為には「カイドライン」を
改訂して利子金額で本協會の運営費年間約
貳億八千圓外ですみやかに充當出来る様お
願ひ致します。

御協力下さいます様御祈願致します。

乱筆お許し下さい

一九九三年五月八日

韓國原爆被害者協會

會長 蘇 関

